

第5章 簡易の評価書関係地域の範囲

簡易評価書において、「簡易評価書関係地域」を以下のとおりとした。

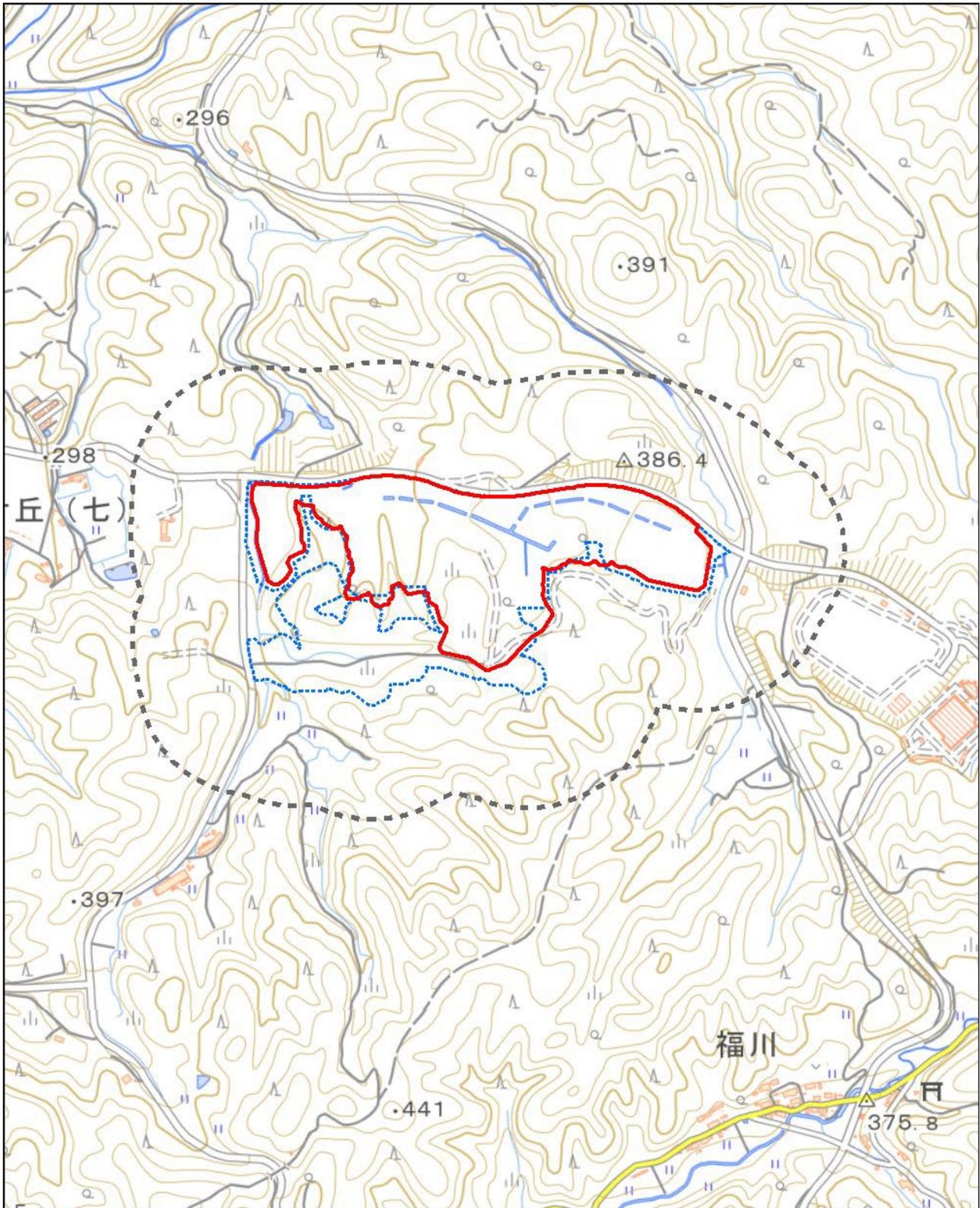
「簡易評価書関係地域」は、「三重県環境影響評価条例」(平成10年12月24日三重県条例第49号)の第38条第2項において「技術指針で定めるところにより、準対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とされている。また、「三重県環境影響評価技術指針」(平成11年5月25日三重県告示第274号)の第19条の3の2(1)においては、簡易評価書関係地域は「準対象事業実施区域及びすでに入手している情報によって、1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域」とされている。

環境影響を受ける範囲は、各環境要素に係る項目によって異なり、一律に定められたものではないが、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル[I][II]」(平成11年11月、面整備事業環境影響評価研究会編)によると、特に影響範囲の広い環境要素を除いて、「環境影響を受けるおそれがあると認められる地域」は「原則として事業実施区域から200m程度の範囲が適切と考えられる。200m程度の範囲とは、大気質、騒音、振動(工事实施に係るもの)等の影響範囲(一般には50m~150m)や、生物の影響範囲(植物、小動物等の移動範囲に基づき設定)が標準的に含まれる。」とされていることから、これらの環境要素についての「環境影響を受けるおそれがあると認められる地域」は、準対象事業実施区域から200m程度の範囲とした。

また、影響範囲が広い環境要素としては「景観」が挙げられるが、同マニュアルによると「標準的には対象全体の形態が捉えやすく、対象が景観の主体となる領域として、事業実施区域及びその周囲約3km程度の範囲が目安となる。」とされている。

なお、準事業実施区域は伊賀市に位置しており、準対象事業実施区域境界から3kmの範囲はすべて伊賀市に含まれる。

以上のことから、環境要素についての「環境影響を受けるおそれがあると認められる地域」は、事業実施区域境界から200m程度、景観の「環境影響を受けるおそれがあると認められる地域」は準対象事業実施区域境界から3km程度の範囲とし、本事業の簡易評価書関係地域については「伊賀市」とした。



凡例

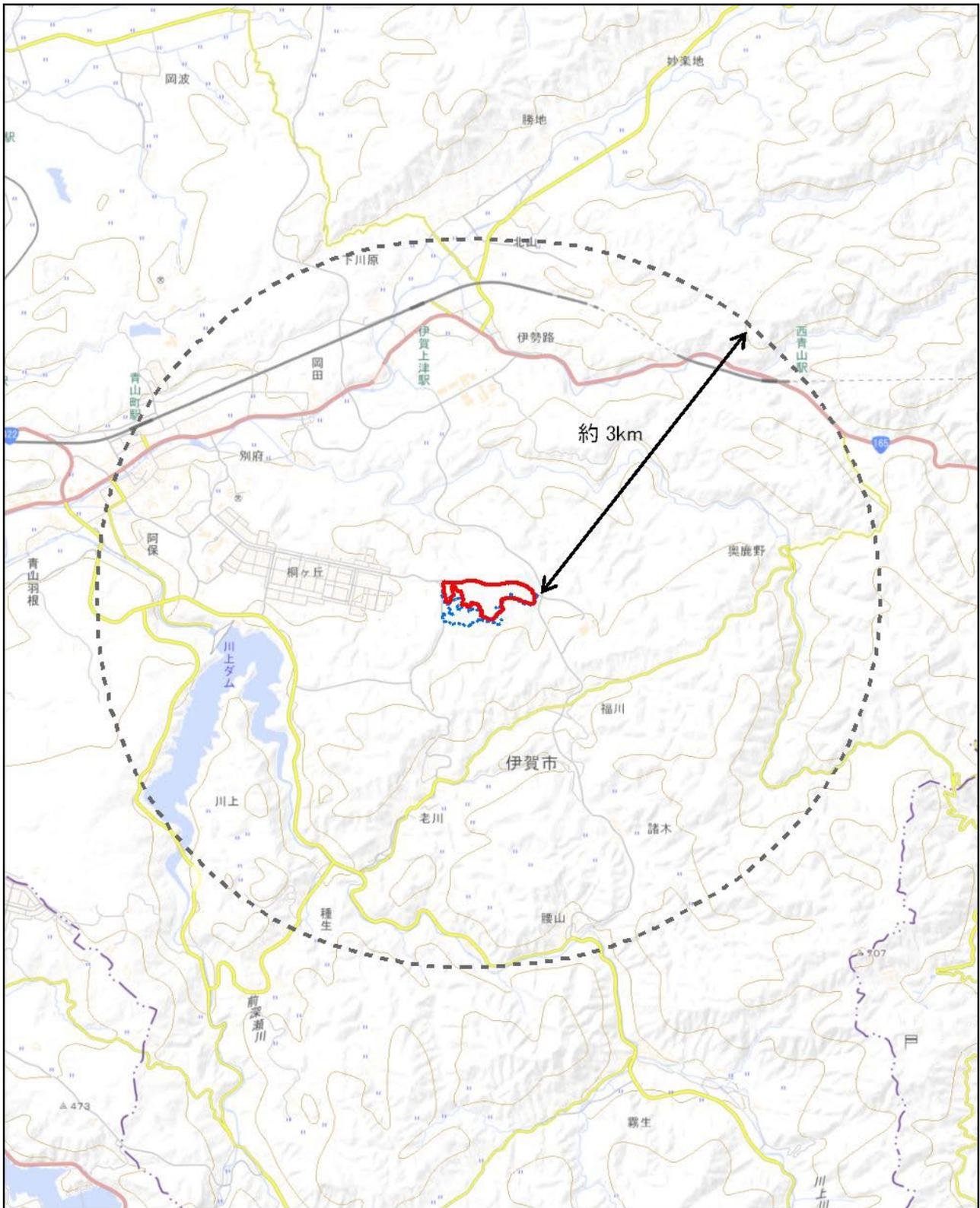
- 準対象事業実施区域(変更前)
- 準対象事業実施区域(変更後)
- 環境影響を受けるおそれがあると認められる地域



0 400 m

1:10,000

図 5-1 簡易的評価書関係地域
(大気質、騒音、振動(工事实施に係るもの)等及び生物)



凡例

- 準対象事業実施区域(変更前)
- 準対象事業実施区域(変更後)
- 環境影響を受けるおそれがあると認められる地域



0 2 km

1:50,000

図 5-2 簡易の評価書関係地域 (景観)

(空白)